

No. 1

平成30年第1回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

議案第 1 号	埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について……………	1 頁
議案第 2 号	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について……………	2 頁
議案第 3 号	戸田市国民健康保険財政調整基金条例……………	3 頁
議案第 4 号	戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例……………	5 頁
議案第 5 号	戸田市都市公園条例の一部を改正する条例……………	7 頁
議案第 6 号	戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………	8 頁
議案第 7 号	戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	9 頁
議案第 8 号	戸田市宮福祉住宅条例の一部を改正する条例……………	10 頁
議案第 9 号	戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例……………	11 頁
議案第 10 号	戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例……………	15 頁
議案第 11 号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	16 頁
議案第 12 号	戸田市青少年の広場条例の一部を改正する条例……………	17 頁
議案第 13 号	戸田市消防団条例の一部を改正する条例……………	18 頁
議案第 14 号	戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	20 頁
議案第 15 号	市道路線の認定について……………	21 頁

議案第16号	平成29年度戸田市一般会計補正予算（第9号）	別冊 No. 2
議案第17号	平成29年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第18号	平成29年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算（第3号）	別冊 No. 2
議案第19号	平成29年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第20号	平成29年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	別冊 No. 2
議案第21号	平成29年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊 No. 2
議案第22号	平成29年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	別冊 No. 2
議案第23号	平成29年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊 No. 2
議案第24号	平成29年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第25号	平成30年度戸田市一般会計予算	別冊 No. 3
議案第26号	平成30年度戸田市国民健康保険特別会計予算	別冊 No. 4
議案第27号	平成30年度戸田市市民医療センター特別会計予算	別冊 No. 4
議案第28号	平成30年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算	別冊 No. 4
議案第29号	平成30年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算	別冊 No. 4
議案第30号	平成30年度戸田市火災共済事業特別会計予算	別冊 No. 4

議案第31号	平成30年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No. 4
議案第32号	平成30年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No. 4
議案第33号	平成30年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No. 4
議案第34号	平成30年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊 No. 4
議案第35号	平成30年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算	別冊 No. 4
議案第36号	平成30年度戸田市水道事業会計予算	別冊 No. 6
議案第37号	平成30年度戸田市下水道事業会計予算	別冊 No. 6

議案第1号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第2号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神保国男

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

戸田市国民健康保険財政調整基金条例

(設置)

第1条 本市の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、戸田市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎会計年度において、決算上剰余金を生じたときは、予算の定めるところにより、当該剰余金を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、戸田市国民健康保険特別会計の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(戸田市国民健康保険財政調整基金条例の廃止)

2 戸田市国民健康保険財政調整基金条例（平成7年条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に前項の条例に基づく戸田市国民健康保険財政調整基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属する現金とみなす。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第4号

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に基づく学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給の方法について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 委員の報酬の額は、年額12,000円とする。

(報酬の支給の方法)

第3条 委員の報酬は、年度の末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日等でない日）に支給する。ただし、委員が年度の途中でその職を離れたときは、当該職を離れた日以後遅滞なく支給する。

2 委員が年度の途中における月の初日にその職に就いたとき又は月の末日にその職を離れたときは月割りによって計算した額を、月の途中でその職に就いたとき又はその職を離れたときはその月を除く部分について月割りによって計算した額とその月の月額相当額をその月の現日数を基礎として日割りによって計算した額との合計額をそれぞれ支給する。

3 前項の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(旅費)

第4条 委員が公務のため市外に旅行したときは、戸田市職員等の旅費に関する条例（昭和49年条例第16号）第20条の規定に準じて旅費を支給する。

2 委員には、市長が特に認める場合以外日額費用弁償を支給しない。

(準用)

第5条 この条例に定めるもののほか委員の報酬及び旅費の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神保国男

議案第5号

戸田市都市公園条例の一部を改正する条例

戸田市都市公園条例(昭和39年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積に関する制限)

第6条の3 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第6号

戸田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

戸田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内」を「戸田市」に改め、同条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に、「市内」を「戸田市」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「市内」を「戸田市」に改め、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に、「市内」を「戸田市」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により戸田市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第7号

戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和59年条例第30号)
の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「行う国民健康保険の被保険者である」を「区域内
に住所を有するとみなされる」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第
55条の2」を加え、同項第8号中「が行う国民健康保険の被保険者である」
を「の区域内に住所を有するとみなされる」に改め、同項中第10号を第11
号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県
後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市
の区域内に住所を有するとみなされていた者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第8号

戸田市営福祉住宅条例の一部を改正する条例

戸田市営福祉住宅条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第9号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 34,650円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,975円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,975円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,440円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,300円

(6) 次のいずれかに該当する者 83,160円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,090円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第

39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 103,950円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117,810円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124,740円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 131,670円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、

第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,600円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 148,995円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 159,390円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 173,250円

ア 合計所得金額が2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 187,110円

第11条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保険料の額は、前2項に規定する保険料率の100円未満を切り捨てた額

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第10号

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第11号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第12号

戸田市青少年の広場条例の一部を改正する条例

戸田市青少年の広場条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「と位置」を「及び位置」に改め、同条の表を次のように改める。

名称	位置
本町青少年の広場	戸田市本町5丁目2122番1
中町青少年の広場	戸田市中町2丁目1357番

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第13号

戸田市消防団条例の一部を改正する条例

戸田市消防団条例(昭和38年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「18歳以上55歳未満のもの」を「18歳以上のもの」に改める。

第17条を第22条とし、第11条から第16条までを5条ずつ繰り下げる。

第10条中「消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は」を「任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同条第2号中「業務に違背し」を「義務に違反し」に改め、同条第3号中「消防団員たるに」を「消防団員として」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(分限)

第14条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、消防団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 消防団員の定員の改廃により過員を生じたとき。

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第5条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 本市外に転住し、又は転勤したとき。

第9条を第13条とし、第6条から第8条までを4条ずつ繰り下げ、第5条の2を第9条とする。

第5条第1項中「60歳」を「65歳」に改め、同項ただし書中「65歳」を「70歳」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、団長にある者がその任期中に定年に達したときは、その任期満了日をもって退職するものとする。

第5条を第8条とする。

第4条の2に次の2項を加える。

5 休団中の消防団員については、第14条第2項第2号、第17条及び第18条の規定は、適用しない。

6 休団中の期間は、戸田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第20号）第4条の2の勤務年数に算入しないものとする。

第4条の2を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第15条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
（団長の任期）

第6条 団長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 団長に欠員が生じ、新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

別表第1中「第7条関係」を「第11条関係」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第12条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び同項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に消防団長の職にある者については、この条例による改正後の第6条の規定は、現に任命されている期間が満了するまでの間は、適用しない。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神保国男

議案第14号

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第
46号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「138,300人」を「145,600人」に改める。
別表中「、大字下戸田」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、
公布の日から施行する。

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第15号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の市道路線を認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	延 長	幅 員	摘要
市道第4331号線	笹目4丁目15番11地先	笹目4丁目15番15地先	42.92m	4.30m	開発 帰属

平成30年2月1日提出

戸田市長 神 保 国 男